

浜田市告示第 64 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、ふるさと寄附金の公金事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項及び浜田市財務規則（平成 17 年浜田市規則第 55 号）第 38 条の規定により告示します。

令和 8 年 4 月 1 日

浜田市長 三 浦 大 紀

1 公金事務の委託を受けた者

事業者名	住所
株式会社トラストバンク	東京都品川区上大崎三丁目 1 番 1 号
楽天グループ株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目 14 番 1 号
株式会社エフレジ	大阪府大阪市北区大深町 4 番 20 号
ANA あきんど株式会社	東京都中央区日本橋 2-14-1
KDDI 株式会社	東京都新宿区西新宿二丁目 3 番 2 号
株式会社アイモバイル	東京都渋谷区渋谷三丁目 26 番 20 号
株式会社さとふる	東京都中央区京橋二丁目 2 番 1 号
株式会社広島三越	広島県広島市中区胡町 5-1
アマゾンジャパン合同会社	東京都目黒区下目黒 1 丁目 8-1
アソビュー株式会社	東京都品川区大崎 1-11-2
株式会社 RCG	東京都中央区日本橋本石町三丁目 3 番 5 号
株式会社ジチタイリンク	福岡県福岡市中央区薬院 1 丁目 14 番 5 号

（裏面に続く）

2 委託した公金事務に係る歳入等

(1) 浜田市ふるさと寄附金

(2) 浜田市企業版ふるさと寄附金

3 指定をした日

令和8年3月31日

4 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで